

鳴門市ふるさと納税

ワンストップ特例制度 申請手順

手順

①

ワンストップ特例制度の対象者かどうか確認

ワンストップ特例を受けられるのは、以下の両方に該当する方です。

条件①：確定申告を行う事案がない給与所得者

条件②：ふるさと納税先の自治体が5カ所以内

両方に該当する方は「手順②」へ、該当しない方は確定申告を行ってください。

手順

②

申請内容を確認し、本人確認書類を添えて提出

申請内容に変更がある場合、訂正箇所には二重線を引いて加筆修正してください。

本人確認書類は下記 **A** ~ **C** のうち、いずれかの方法でご準備ください。

A

マイナンバーカードをお持ちの方



表面・裏面のコピーをご用意ください

B

マイナンバーカードをお持ちでなく、
公的機関発行の顔写真付証明をお持ちの方



番号確認用

通知カードの写し、もしくはマイ
ナンバー記載の住民票（取得原本）

本人確認用

運転免許証もしくはパスポートや在留カード
など公的機関発行の写真付き本人確認書類

確認書類に住所変更などの追記がある場合は、必ず裏面も提出してください

C

A・B以外の方

確認書類に住所変更などの追記がある場合は、
必ず裏面も提出してください

番号確認用

通知カードの写し、
もしくはマイナンバー
記載の住民票（取得原本）



本人確認用

健康保険証 および 年金手帳など
自治体が認める公的書類 **2点以上の写し**
※ 共済組合員証、印鑑登録証明書、母子手帳など



2点
以上

通知カード記載の情報と申請情報が異なる方へ



令和2年5月25日より、通知カードに記載されている情報と申請情報が違う場合は
ワンストップ特例申請書のマイナンバーの確認書類として利用できません。
マイナンバー記載の住民票（取得原本）をご送付ください。

寄附翌年の 1月10日までにご提出ください。

※ 期限を過ぎると受付できませんのでご注意ください

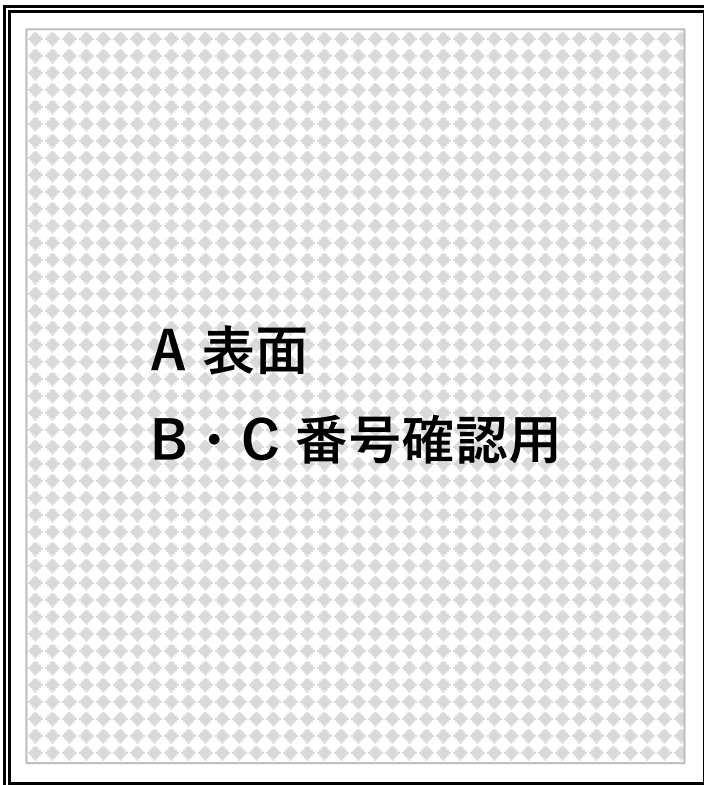
確認事項（必ずお読みください）

下記の場合、ワンストップ特例申請書を申請しても適用されませんので、確定申告をしてください。

| | | | |
|---|---|---|--|
| 1 | ワンストップ特例申請書や添付書類に不備または変更があり、期限までに手続きできなかった。 | ➔ | ワンストップ特例申請は無効となるため、確定申告を行ってください。 |
| 2 | 6自治体以上にワンストップ特例申請を行った。 | ➔ | |
| 3 | 確定申告を行うことになった。 例) ・医療費控除を申請することになった。 ・住宅ローン控除の初年度である。 ・給与以外の所得が20万円を超えた。 などなど… |  | 確定申告の際「寄附金受領証明書」を持参し、ふるさと納税の寄附金控除申請もあわせて行ってください。 |

添付書類 貼付用台紙

表面 **A** ~ **C** のパターンをご確認ください。



※ 住民票（取得原本）はここへ貼付せずに、封筒に同封してください

※ 顔写真、氏名、住所、生年月日があきらかに写るようにコピーしてください

【 お問い合わせ先 】

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 鳴門市戦略企画課 ふるさと納税担当
電話：088-684-1120（平日8:30~17:15 年末年始除く） / メール：kikaku@city.naruto.i-tokushima.jp